

NACISIS-CAT/ILLの 運用ガイドラインと評価

2007年10月26日

NACISIS-CAT/ILLワークショップ発表

NIIアクションプラン

- 「書誌ユーティリティ課題検討プロジェクト」の中間報告にもとづいて
- NACSIS-CAT/ILL運用ガイドライン
 - 共同構築・相互利用の趣旨を理解せずに、NACSIS-CAT/ILLの運用を行なっている図書館には、その趣旨を改めて周知徹底する
 - 意図的に趣旨に反する運用を行っている図書館には、何らかの警告を与える
 - 館としてのILLレンディング・ポリシーを確立する

ガイドラインを作るとすれば...

- ガイドラインの内容のモデル(案)
 - もととなる内容は既存の規則・マニュアルに
 - 記述はわかりやすく、具体的に
 - NIIと参加館の位置づけを明確に
 - 努力目標を示す(どこまで具体的に?)
- ガイドラインに基づく評価のモデル(案)
 - 参加をためらわせないように配慮が必要
 - 業務分析表の改善

ガイドライン内容モデル

- ガイドラインの趣旨
- NACSIS-CAT/ILLの趣旨
- 基本原則
- 所蔵情報の公開と更新
- レンディングポリシーの公開と更新
- 学内体制の整備
- 教育と研修
- 業務の分析と改善
- 指導・助言
- 必読マニュアル一覧

ガイドラインの趣旨

- 何のためのガイドラインか、説明する
 - 共同構築・相互利用の理念を、改めて周知徹底する
 - NACSIS-CAT/ILLの品質を維持・向上する

NACSIS-CATとNACSIS-ILLを両輪として、
学術情報基盤を形成する

NACISIS-CAT/ILLの趣旨

- 共同構築・相互利用

1.1 総合目録データベース形成の目的

総合目録データベース形成の目的は、次の2点である。

- 書誌情報の共有を行い、大学図書館等における目録業務の負担を軽減すること
- 形成された目録所在情報によって、資料の共用を促進すること

「目録情報の基準 第4版」

基本原則

- 参加館は、所蔵資料の情報公開と、資料の提供について、最大限の努力を行う
- NIIは、参加館が上記の目的を達成できるよう、最大限の支援を行う

(システム利用に当たっての基本原則)

2. 参加組織は、資源共有の理念に基づき、所蔵資料の提供について最大限の努力を行なうものとする。また、相互協力の精神に則って、誠意を持って迅速に対応する。

「国立大学図書館におけるNACSIS-ILLシステム利用指針」

所蔵情報の公開と更新

- 参加館は、提供できるすべての資料の正しい所蔵情報を、総合目録データベースに登録する。変更があった場合は、速やかに更新する

(所蔵情報の公開)

4. 参加組織は、提供できるすべての資料の所蔵情報を学術情報センター総合目録データベースに登録し、他の参加組織から検索できるように努める。特に総合目録データベースに未登録である目録データの遡及入力に努める。

「国立大学図書館におけるNACSIS-ILLシステム利用指針」

レンディング・ポリシーの公開と更新

- 参加館は、館としてのレンディング・ポリシーを確立し、公開する。変更があった場合は、速やかに更新する
 - ILLサービスが相互利用の理念に基づき、有効に活用されるように努める

●館としてのILLレンディング・ポリシーを確立する。

「書誌ユーティリティ課題検討プロジェクト中間報告」

学内体制の整備

- 参加館は、目録作成およびILL依頼・受付を円滑に行えるよう、学内の体制を整備する

(利用者の要件)

第2条 利用者は、...次の各号に掲げる業務を行う図書館等とする。

一 目録作成及び図書館間相互貸借受付を行うこと。

「国立情報学研究所目録所在情報サービス利用細則」

(学内体制の整備)

6. 参加組織は、ILLサービスの円滑化を図るため、資料の集中化または受付窓口の増加等、資料の管理・提供体制の整備に努める。...

「国立大学図書館におけるNACSIS-ILLシステム利用指針」

教育と研修

- 参加館は、スキルの向上に努めること
 - 単なる操作技術だけでなく、NACSIS-CAT/ILLの目的を踏まえた、適切な運用ができる能力
 - 教育・研修に参加できる環境を整えること
- NIIは、教育・研修の機会を設けること

解説(学術情報センターの役割)

学術情報センターにおける品質管理は、...ごく限られたものとならざるをえない。当面、学術情報センターの役割は、次のようなものとなる。

- システム操作法, 基準等の目録担当者への周知, 教育

「目録情報の基準 第4版」

業務の分析と改善

- 参加館は、NIIから提供された業務分析データなどに基づき、業務の改善を図る
- NIIは、参加館が業務の改善に活用できるよう、業務分析データを提供する

解説(学術情報センターの役割)

学術情報センターにおける品質管理は、...ごく限られたものとならざるをえない。当面、学術情報センターの役割は、次のようなものとなる。

- 総合目録データベースの品質調査と問題点の解明、品質維持のための対策

「目録情報の基準 第4版」

指導・助言

- NIIは、このガイドラインの趣旨に反する運用を行っている参加館に対し、指導・助言を行う
- 参加館は、NIIの指導・助言に基づき、このガイドラインの趣旨に沿った運用を行う

(データベースの維持)

第14条 所長は、データベースの品質維持のため、データ等に係る回答、データの更新及びその他必要な措置を利用者に要請することができる。

「国立情報学研究所目録所在情報サービス利用細則」

必読マニュアル一覧

- 目録情報の基準
- コーディングマニュアル
- 目録システム利用マニュアル
- ILLシステム利用マニュアル

- 国立大学図書館におけるNACSIS-ILLシステム利用指針
- 大学図書館間相互利用マニュアル

ガイドラインに基づく評価

- 業務分析表の改善
 - 「評価」の側面をもたせる
 - 割合を示す円グラフや分布図も必要
 - 過去の分析データからの推移も示す
- 自己点検チェックシートの作成
 - ガイドラインの付属資料として
- 外部評価の必要性は？
 - 「趣旨に反している」ことの判断基準は？

おまけ: その1

- ガイドラインは必要ないのでは？
 - すでにガイドライン的な内容は存在するのに、守られていない(読まれていない)
 - 守られる(読まれる)ための方策が必要では？
- ガイドラインが守られるためには？
 - NIIに参加館への強制力を持たせる？
 - 「参加館の総意として」という段取りを踏む？
 - ランキング評価？

おまけ：その2

- 参加館の相互補助
 - 得意分野をもつ館によるサポート？
 - 気軽に相談できる場の提供(地域ごと?)
- 目録作成館のランクわけ
 - 書誌をどこまで作成・修正できるか？
 - OCLCのモデルを参考に？